

超音波レポートシステム（インフィニティメディカル社製）  
保守点検業務仕様書

京都市立病院における超音波レポートシステム（インフィニティメディカル社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

1 対象機器

超音波レポートシステム 一式

- ①生理検査室向け初期導入システムソフトウェア
- ②エコーセンター向け追加導入システムソフトウェア
- ③DICOM 画像受信・保存サーバーハードウェアおよびその周辺機器 (NAS、UPS)

2 設置場所（主たる場所）

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院  
生理検査室・エコーセンター・放射線技術科・サーバー室

3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4 契約条件

(1) 業務の内容

ア 契約期間中、乙は、常に対象機器を良好に使用できる状態を維持するため、以下の項目を含めた定期点検を年1回行うこと。

1	サーバー容量 チェック	サーバー容量残量チェック 増加量チェック（予測）
2	RDB メンテナンス	日毎のバックアップ 再構築，最適化の正常動作チェック
3	バックアップ確認	画像バックアップファイルの正常確認
4	システム動作確認	インフィニティメディカル社製ソフトウェア， log ファイル，各サービス配信機能動作 チェック

イ 前項の点検のほか、対象機器の故障等の緊急時には速やかに点検，調整，修理等を行うこと。

(2) 実施要領

ア 乙は、点検実施予定表を毎年度7月末日までに甲の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。

イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 対象機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

対象機器に対する、年間4回までのオンサイトスポット保守作業費及び定期交換部品等の代金を含むものとする。

(4) 委託料の支払

甲は、毎年度、委託業務完了後、当該年度分の委託料を乙の請求により、一括して支払うものとする。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。